

平成 25 年 4 月

受益者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

## 追加型証券投資信託「ワールド・ベスト・カンパニー（米国）」の 信託終了（繰上償還）（予定）に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 21 年 5 月 22 日に設定いたしました弊社ファンド「ワールド・ベスト・カンパニー（米国）」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権口数は、投資信託約款第 46 条に定める信託契約の解約の基準となる 5 億口を下回る状態が継続しており（平成 25 年 3 月 28 日現在、49,455,532 口）、当ファンドの運用方針に則った運用の継続が困難な状況となっております。

弊社といたしましては、信託契約を解約し受益者の皆さまからお預かりいたしました運用資産をお返すことが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

信託終了（繰上償還）の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、書面決議により行います。

つきましては、下記の内容および書面決議参考書類をご確認いただきますようお願い申し上げます。

**なお、当ファンドの信託終了（繰上償還）にご異議がない場合、何のお手続きも必要ございません。**

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### I. 対象ファンドの名称

ワールド・ベスト・カンパニー（米国）

#### II. 信託終了（繰上償還）の手続き

##### 1. スケジュール

①受益者数及び議決権口数の確定	平成25年4月23日（火）
②書面による議決権の行使期間	平成25年4月23日（火）から平成25年5月31日（金）まで
③書面による決議の日	平成25年6月 3日（月）
④募集期間終了日	平成25年6月 4日（火）
⑤買取請求期間	平成25年6月 7日（金）から平成25年6月26日（水）まで
⑥信託終了（繰上償還）予定日	平成25年7月 4日（木）

## 2. 書面決議の方法について

平成 25 年 4 月 23 日（火）現在の当ファンドの受益者様は、信託終了（繰上償還）について議決権を行使することができます。議決権を行使される受益者様は、別紙「議決権行使書面」に必要な事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社へご郵送ください。

議決権の行使の期限（平成 25 年 5 月 31 日）までの弊社到着分を有効とします。

なお、受益者様が「議決権行使書面」を委託会社へ提出されなかった場合は、書面決議について賛成（信託終了（繰上償還）に賛成）するものとみなされます。したがって、賛成いただける場合にはご郵送いただく必要はございません。

議決権行使期限：平成 25 年 5 月 31 日

書面決議の日：平成 25 年 6 月 3 日

議決権行使書面のご郵送先

〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部

書面決議とは、投資信託約款の変更のうちその変更の内容が重大なもの、投資信託の併合、及び投資信託契約の解約を行おうとする際に、投資信託及び投資法人に関する法律の定めに基づき、受益者を対象に書面による決議を行い、その可否を決める手続をいいます。

### 議決権の取扱いについての留意事項

- ・受益者様が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取扱います。
- ・受益者様が議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面を委託会社に提出した場合には書面決議について賛成するものとみなします。
- ・受益者様は書面による決議の日の 3 日前（平成 25 年 5 月 31 日）までに、委託会社に対し議決権を不統一行使する旨及びその理由を書面によりご通知された場合には、その有する議決権を統一しないで行使することができます。
- ・受益者様が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該受益者様または代理人は、議決権行使書面と合わせて代理人である旨を証明する書面を委託会社に提出していただきます。
- ・議決権行使書面に不備等がある場合には、そのご提出を無効とさせていただくことがあります。

## 3. 信託終了（繰上償還）の正式決定

### [信託終了（繰上償還）することが決定した場合]

書面決議において、議決権を行使することができる受益者様の半数以上であって、当該受益者様の議決権の 3 分の 2 以上の賛成により可決された場合は、予定通り平成 25 年 7 月 4 日（木）をもって信託終了（繰上償還）いたします。

### [信託終了（繰上償還）しないことが決定した場合]

上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず書面決議が否決された場合は、信託終了（繰上償還）いたしません。

### Ⅲ. 買取請求について

信託終了（繰上償還）が決定した場合には、書面決議において信託終了（繰上償還）に反対された受益者様は、以下の手続により、受託会社（三井住友信託銀行株式会社）に対し、自己に帰属する受益権について当ファンドの投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

当該買取請求につきましては、信託終了（繰上償還）に反対された受益者様の任意であり、必ず行わなければならないものではありません。また、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けも行います。

#### 1. 買取請求の手続き

- ①書面決議において信託終了（繰上償還）に反対された受益者様に対し、弊社から「買取請求のご案内」を送付いたします。
- ②「買取請求のご案内」の買取請求必要書類に必要事項をご記入いただき、買取請求期間（平成25年6月7日（金）から平成25年6月26日（水）まで）中に、取扱販売会社の取扱店にご提出ください。（買取請求必要書類は、取扱販売会社から、弊社を經由して受託会社に送付されます。）
- ③受託会社は、買取請求必要書類を受理した後、当ファンドの信託財産をもって受益者様に帰属する受益権の買取を行います。
- ④買取代金は、受益者様が指定された銀行口座へ受託会社より振込まれます（振込手数料（840円）と買取計算書の郵送料（380円）が買取代金より差引かれます。）。
- ⑤受託会社から買取計算書を送付いたします。

#### 2. 買取請求された受益権の買取価額

買取価額は、当ファンドの受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、受託会社が買取請求必要書類を受理した日（受益者様が、取扱販売会社の取扱店に買取請求必要書類を提出された日ではありません。）の翌営業日に算出される当ファンドの解約価額をいいます。

#### 3. 買取請求についての留意事項

- ①買取請求は、信託終了（繰上償還）に反対された受益者様が、法令諸規則ならびに当ファンドの投資信託約款に基づいて受託会社である三井住友信託銀行株式会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。通常の換金にかかる取扱販売会社に対して行う買取請求とは異なり、買取代金のお支払いまでに日数を要する場合があります。
- ②買取請求を行った受益権につきましては、取扱販売会社での通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。
- ③買取代金には、非課税扱いの受益者様を除き、譲渡益または個別元本超過額に対して課税されます。また、ご指定口座への振込手数料をご負担いただきます。
- ④買取請求必要書類に不備等がある場合には、受付ができなくなることや、事務処理に時間を要する場合があります。

#### IV. その他

信託終了（繰上償還）の手續期間中におきましても、また、信託終了（繰上償還）について反対されたか否かに関わらず、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けを行います。ただし、受託会社（三井住友信託銀行株式会社）に対して買取請求を行った受益権につきましては、通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。

##### ■本件に関するお問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部

フリーダイヤル 0120-048-214

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

##### 【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際して委託会社、販売会社および受託会社へご提出頂いた個人情報は、議決権行使受益権口数の管理、受益者様による買取請求の手續きを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針に従って管理されます。

以上

## 書面決議参考書類

### 1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

平成 21 年 5 月 22 日に設定の追加型証券投資信託「ワールド・ベスト・カンパニー（米国）」の受益権口数は、投資信託約款第 46 条に定める信託契約の解約の基準となる口数の 5 億口を下回る状態が継続しており（平成 25 年 3 月 28 日現在、49,455,532 口）、当ファンドの運用方針に則った運用の継続が困難な状況となっております。

弊社といたしましては、信託契約を解約し受益者の皆さまからお預かりいたしました運用資産をお返すことが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

### 2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成 25 年 7 月 4 日

### 3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

本書面決議において、議決権を行使することが出来る受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる賛成を得られない場合には、本投資信託契約の解約は中止されます。

### 4. 直前に作成された財産状況開示資料等

別添資料をご参照下さい。

### 5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

### 6. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

別添資料

4. 直前に作成された財産状況開示資料等

1【財務諸表】

ワールド・ベスト・カンパニー(米国)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 (平成23年4月15日現在)	第3期 (平成24年4月16日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	8,212,318
コール・ローン	37,846,315	12,602,579
株式	94,959,193	115,723,578
未収入金	47,774,435	-
未収配当金	169,472	93,197
未収利息	90	30
流動資産合計	180,749,505	136,631,702
資産合計	180,749,505	136,631,702
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,611,696	1,187,637
未払解約金	1,155,600	6,587,150
未払受託者報酬	74,668	46,433
未払委託者報酬	1,685,341	1,047,847
その他未払費用	12,736	7,898
流動負債合計	7,540,041	8,876,965
負債合計	7,540,041	8,876,965
純資産の部		
元本等		
元本	153,723,207	118,763,784
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	19,486,257	8,990,953
〈分配準備積立金〉	3,846,981	496,991
元本等合計	173,209,464	127,754,737
純資産合計	173,209,464	127,754,737
負債純資産合計	180,749,505	136,631,702

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期 自平成22年4月16日 至平成23年4月15日	第3期 自平成23年4月16日 至平成24年4月16日
営業収益		
受取配当金	3,665,835	2,402,893
受取利息	29,463	19,409
有価証券売買等損益	7,386,412	△7,857,618
為替差損益	△34,967,117	△7,530,562
その他収益	-	70,435
営業収益合計	△23,885,407	△12,895,443
営業費用		
受託者報酬	191,918	113,434
委託者報酬	4,331,602	2,560,077
その他費用	638,707	466,380
営業費用合計	5,162,227	3,139,891
営業利益又は営業損失(△)	△29,047,634	△16,035,334
経常利益又は経常損失(△)	△29,047,634	△16,035,334
当期純利益又は当期純損失(△)	△29,047,634	△16,035,334
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△24,088,119	△11,120,853
期首剰余金又は期首欠損金(△)	72,096,499	19,486,257
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,554,215	10,927,007
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,554,215	10,927,007
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,593,246	15,320,193
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,593,246	15,320,193
分配金	4,611,696	1,187,637
期末剰余金又は期末欠損金(△)	19,486,257	8,990,953

中間財務諸表  
ワールド・ベスト・カンパニー(米国)  
(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

第4期中間計算期間末 (平成24年10月16日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	3,066,418
コール・ローン	2,409,577
株式	44,139,646
未取配当金	35,982
未取利息	5
流動資産合計	49,651,628
資産合計	49,651,628
負債の部	
流動負債	
未払解約金	531,400
未払受託者報酬	30,104
未払委託者報酬	679,450
その他未払費用	5,094
流動負債合計	1,246,048
負債合計	1,246,048
純資産の部	
元本等	
元本	45,028,208
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	3,377,372
〈分配準備積立金〉	184,515
元本等合計	48,405,580
純資産	48,405,580
負債純資産合計	49,651,628

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

第4期中間計算期間 自 平成24年 4 月17日 至 平成24年10月16日	
営業収益	
受取配当金	550,396
受取利息	3,263
有価証券売買等損益	1,845,710
為替差損益	△2,707,285
営業収益合計	△307,916
営業費用	
受託者報酬	30,104
委託者報酬	679,450
その他費用	146,898
営業費用合計	856,452
営業利益又は営業損失(△)	△1,164,368
経常利益又は経常損失(△)	△1,164,368
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,164,368
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△1,179,777
期首剰余金又は期首欠損金(△)	8,990,953
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,931
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,931
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,676,921
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,676,921
中間剰余金又は中間欠損金(△)	3,377,372